# 自治基本条例とは

流通経済大学 法学部 加藤 洋平

#### 自己紹介

•流通経済大学 法学部助教 加藤 洋平

• 専門: 地方自治論

•担当講義:地方自治論、公共政策

• 関東に移り住んで2年目。

#### 本日の内容

- ①自治基本条例の現状
- ②自治基本条例とは
- ③なぜ、自治基本条例を制定するのか? (自治基本条例の 必要性)
- ④自治基本条例の制定に向けて

#### 自治基本条例の現状

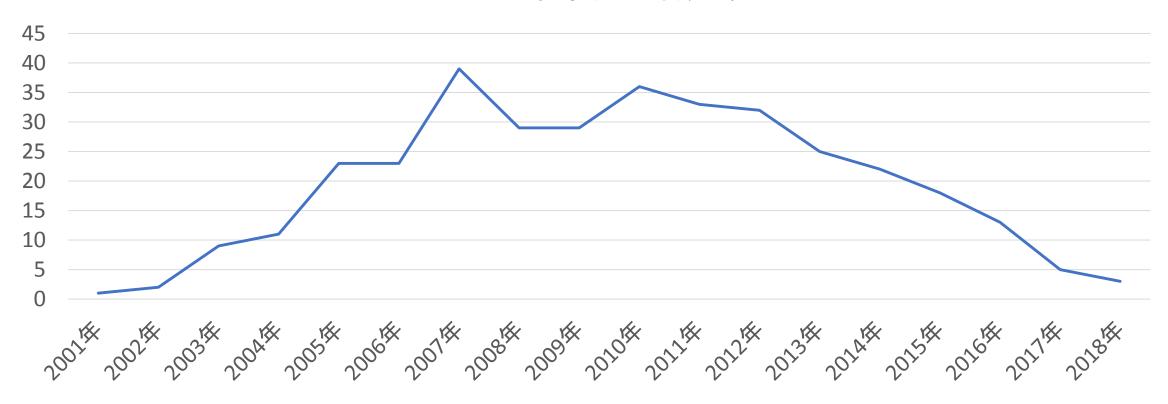
- ・北海道、ニセコ町から始まった。
  - ・ニセコ町が「まちづくり基本条例」を制定し、全国へ 自治基本条例が波及していった。
  - ・371の自治体で条例が制定されている。
  - ・茨城県内:小美玉市(平成20年)、古河市(平成21年)那珂市(平成22年)、ひたちなか市(平成22

#### 年)、

東海村(平成24年)、龍ケ崎市(平成27年)。

## 自治基本条例の制定数

#### 自治基本条例の制定数



#### 自治基本条例とは①

- 自治基本条例とは何か?
- ①自治基本条例の今日的意味(神原勝)
- I 市民主権の民主的な自治体運営と質の高い政策活動を推進するために、
- Ⅱ条例によって、必要な理念、理念を具現する基幹的な制度、制度を動かす原則を総合的、体系的に整備し、
- Ⅲこの条例に当該自治体の最高法規ないし最高条例として の位置を与えたもの

#### 自治基本条例とは②

- 自治体運営の基本となるルール。
  - ・自治体運営の「理念」「基本的な指針」
  - ・他の条例、行政計画、政策の指針、根拠となる。
  - ・情報公開条例、総合計画、政策評価、住民参加、財務 会計などの個別の制度を自治基本条例によって、総合 的、体系的に整備、整理する。

#### 条例の最高法規性①

- いわゆる、「まちの憲法」
  - ・総合計画(基本構想・基本計画)、様々な条例の上位 に位置し、これらに指針を与える「まちの憲法」。他 の条例とは次元が異なる。
  - ・法令の解釈、運用にあたっては基本条例が基礎となって行うことになる。

#### 条例の最高法規性②

- •神奈川県川崎市 自治基本条例 第2条
  - ・この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定 改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重

この条例との整合を図ります。

#### 自治基本条例と他条例との関係①

自治基本条例

情報公開条例

市民参加条例

住民投票条例など

#### 自治基本条例と他条例との関係②

- •神奈川県川崎市 第31条 (住民投票)
  - ・市は、住民(川崎市の区域内に住所を有する人(法人を除きます。)をいいます。以下同じ。)、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。
    - 2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

#### 自治基本条例と他条例との関係③

- ・川崎市の自治基本条例は2005年4月に施行。
- ・2005年10月から2006年9月まで住民投票条例が検討され、
  - 2009年4月から施行されている。
- →自治基本条例の理念、原則の規定をもとに、住民投票条 例が制定された例。

## 自治基本条例の内容

- ①最高法規性
- ②市民の権利
- ③議会の責務
- ④行政の責務
- ⑤市民参加·協働
- ⑥住民投票
- ⑦情報共有
- ⑧災害対応
- ⑨総合計画

## なぜ、自治基本条例を制定するのか?①

- 自治基本条例の必要性
- ①自律した自治体運営
  - ・地方分権時代、法の解釈、政策形成、まちづくりは自治体が自 律して行う必要がある。
- ②住民自治のさらなる推進
  - ・住民自治、住民主体によるまちづくりの更なる推進。住民参加、 協働、住民への情報公開など、住民主体のまちづくりの指針を 明確にする。
  - ・三重県伊賀市では、コミュニティにおける新たな組織、住民自 治協議会を制度として規定。

## なぜ、自治基本条例を制定するのか?②

- ③民主的な自治体運営
  - ・権力者への統制。条例において自治体運営のルールを 明確に規定しておくことで、権力者はそれを遵守しな ければならないことになる。
  - ・権力者=首長、議員、職員、公共サービスに関わる団体(金井利之)
- →市長、議員、職員が仕事をする際の基本的なルールとなる。 条例に基づいて仕事を行うことで、民主的な自治体運営が可能となる。

#### 自治基本条例の制定に向けて①

- 自治基本条例を機能させるために
  - 自治基本条例を制定しただけでは何も変わらない。
  - ・自治基本条例をもとに、具体的に制度を整備し、それ を条例で定められている理念、原則に基づいて運用し ていく必要がある。

#### 自治基本条例の制定に向けて②

- ・これまでの取り組みの再確認
  - ・他自治体の条例を参考にし、そのまま条文に規定しても意味がない。
  - ・策定する自治体のこれまでの取り組み(制度)、特徴(自治体の個性)を再確認し、それを条例にできる限り盛り込む。
  - ・自治体の基本方針をつくる唯一の機会ともいえる。

#### 自治基本条例の制定に向けて③

- ・中長期的将来の展望
- ・現状を再確認するだけでなく、長期的なビジョン、今 後における自治体の目標も明確に規定する必要があ る。
- 多くの住民に関心を持ってもらう
  - ・条例策定時から、多くの住民に関心を持ってもらい、 多くの住民の意見を取り入れていく。